

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第18号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、<u>保育所等における保育の実施</u>を希望し、申込みをしているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その<u>保育の実施</u>が行われない場合</p> <p>（2） 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ [略]</p>	<p>（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の4 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用</u>を希望し、申込みを<u>行っている</u>が、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>（2） 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>第2条の5 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳に達する日」とあるのは、「1歳6か</p>

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 [略]

別記様式（第14条関係）

[略]

備考1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあつては、その事実。備考4において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2～6 [略]

[略]

月に達する日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 [略]

別記様式（第14条関係）

[略]

備考1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあつては、その事実。備考4において同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。

2～6 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則別記様式は、この規則の施行の日以後に提出する育児短時間勤務承認請求書について適用し、同日前に提出した育児短時間勤務承認請求書については、なお従前の例による。